

資料 7 - 1

滋 水 第 号
令和 4 年 (2022 年) 月 日

滋賀県内水面漁場管理委員会
会 長 林 英 志 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等の報告について (報告)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 90 条第 2 項の規定に基づき、内水面における第 5 種共同漁業権の資源管理の状況等について貴委員会に報告します。

資料 7 - 2

漁業権の活用状況について

令和2年に改正漁業法が施行され、漁業権者は免許された漁業権の活用状況について1年に1回以上、県知事あて報告する義務が課されました。また、知事は当該報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会へ必要な報告をすることとされています。

漁業法抜粋

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

この報告については、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号）」の通知（以下、「ガイドライン」という。）により、チェックシート（別紙1）を用いて漁業権が適切かつ有効に活用されているかを評価することとされています。

この評価により、漁業権が「適正かつ有効」に活用されていない場合は、知事が必要な指導および勧告をすることとされています。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、漁業権に関して海区漁場計画（内水面にあっては内水面漁場計画）の作成（県知事が作成するもの：従前の漁場計画のこと）や漁業の免許にあたっては、現に免許された漁業権の漁場が「適切かつ有効」に活用されている場合には、漁場計画に現行の漁業権漁場と概ね等しい漁場を設定するほか、現に免許を受けている者に免許することとされています。

この「適切かつ有効」の判断にあたっては、法第91条の評価と同様にガイドラインに示されたチェックシート（別紙2、3）により評価することとされています。

（海区漁場計画の要件等）

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。
- 二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

以下略

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

(参考)

滋 水 第 4 5 号
令和 4 年 (2022 年) 1 月 24 日

漁業権者各位

滋賀県農政水産部水産課長
(公 印 省 略)

令和 3 年次 内水面第 5 種共同漁業権にかかる資源管理の状況等の
報告について (通知)

平素は、当県水産行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記の件、令和 2 年 12 月に施行された改正漁業法ならびに同法施行規則において、漁業権者は、漁業権の活用状況について「知事が定める方法により 1 年に 1 回以上報告すること」とされております。このたび、別添のとおり令和 3 年次の報告書の様式を定めましたので通知します。

つきましては、該当する漁業権の行使状況等を様式に記入いただき、下記により水産課あて提出していただくようお願いします。

なお、これまで内水面漁場管理委員会が目標増殖量の設定のために依頼していました「増殖量の当該年度の実績および次年度の計画について」(河川漁連経由)は、調査項目が重複することから、事務負担の軽減のため、今回から本報告に一本化することとし、取りまとめたものを令和 4 年度の目標増殖量設定のための基礎資料として内水面漁場管理委員会に提供することとしますので御承知ください。

記

1. 添付書類

- ①本報告の役割について
- ②漁業権の資源管理の状況等の報告書様式 (様式 4 号、別紙 1、別紙 2)
- ③報告書記入例

2. 提出方法

免許されている漁業権すべてについて、漁業権ごとに様式に記入し、水産課に郵送またはメールで提出

(※様式の電子ファイルをご希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。)

3. 報告書の提出期限 令和 4 年 2 月 12 日 必着

(別紙1)

漁業権番号:	漁業権者:
	チェック日:
	担当者名:

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)	/		
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している	/		
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	/		
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	/		
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	/		
(5) 資源管理を適切に実施している	/		
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)	/		
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	/		
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	/		
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/		
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	/		
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/		
(12) その他	/		
3 法第91条第1項第2号の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	/		
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)	/		
(3) 漁場の全てを利用している(注4)	/		
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/		
(5) その他	/		
4 評価	<input type="checkbox"/> 問題なし / <input type="checkbox"/> 指導		
評価理由			

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。

1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等有無を確認し、その内容を記述する。の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

5 指導の状況	指導日:	担当者:
指導の内容		
改善状況		
評価・理由	<input type="checkbox"/> 改善 / <input type="checkbox"/> 勧告	

6 勧告の状況	勧告日:	担当者:
指導の内容		
改善状況		
評価・理由	<input type="checkbox"/> 改善 / <input type="checkbox"/> 取り消し・行使の停止	

(別紙2)

漁業権番号:

漁業権者:

チェック日:

担当者名:

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている	/		
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している(注1)	/		
2 適切な判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している	/		
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	/		
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	/		
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	/		
(5) 資源管理を適切に実施している	/		
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)	/		
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	/		
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	/		
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/		
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	/		
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/		
(12) その他	/		
3 有効の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	/		
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)	/		
(3) 漁場の全てを利用している(注4)	/		
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/		
(5) その他	/		
4 評価	<input type="checkbox"/> 問題なし / <input type="checkbox"/> 問題あり		
評価理由			

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

(注1) 都道府県としては、日頃から漁場の利用状況を把握・確認すべきであるとされており、海区漁場計画の策定時において、漁業権者の前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等を改めて確認する必要がある。

把握・確認をしていない場合、法第176条に基づき漁業権者に対し報告徴収を行うなどの措置を講じ把握・確認を行うこと。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主にを行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等有無を確認し、その内容を記述する。理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

(別紙3)

漁業権番号:	漁業権者:
	チェック日:
	担当者名:

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている	/		
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている(注1)	/		
2 適切な判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している	/		
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	/		
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	/		
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	/		
(5) 資源管理を適切に実施している	/		
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)	/		
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	/		
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	/		
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/		
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	/		
(11) 大きな被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/		
(12) その他	/		
3 有効の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	/		
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)	/		
(3) 漁場の全てを利用している(注4)	/		
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/		
(5) その他	/		
4 評価	<input type="checkbox"/> 問題なし / <input type="checkbox"/> 問題あり		
評価理由			

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
 ※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
 (注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
 (注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
 (注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
 (注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等有無を確認し、その内容を記述する。の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
 (注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。